保育施設冷房設備補助金交付要綱

（令和４年１０月２５日子ども未来局長決裁）
（令和５年１１月　２日子ども未来局長決裁）
（令和６年　６月１２日子ども未来局長決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、熱中症対策を目的として、札幌市内の私立認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び地域型保育事業所が冷房設備を新規設置するための経費に対する補助（以下「補助金」という。）の実施にあたり、札幌市長（以下「市長」という。）が予算の範囲内において交付する補助金の交付について、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　認可保育所　児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 35 条第４項の認可を受けた保育所をいう。

二　幼保連携型認定こども園　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第２条第７項の認定を受け、満３歳以上の子どもに対する教育及び保育を必要とする子どもに対する保育を行う施設をいう。

三　保育所型認定こども園　法第 39 条第１項に規定する施設であり、かつ、認定こども園法第３条第１項の認定を受けている施設をいう。

四　幼稚園型認定こども園　認定こども園法第３条第１項の認定を受けた幼稚園又は同条第３項の認定を受けた連携施設をいう。

五　地域型保育事業所　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第７条第５項に規定する地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）であって、法第 34 条の 15 第２項の規定により、市長の認可を受けた事業所をいう。

六　保育所等　前号までに掲げる施設をいう。

七　冷房設備　室温を下げる機能が備わっている設備や装置をいう。

（対象経費）

第３条　この補助金の対象経費は、保育所等が熱中症対策を目的とした冷房設備の新規設置に必要な経費に限る。

２　前項の経費は、工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費とする。

（補助金額）

第４条　この補助金の額は、１施設あたり 1,372,000 円を限度として、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に４分の３を乗じた額を上限とする。なお、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助対象事業の要件等）

第５条　補助金は、別に定める日までに冷房設備の発注、設置及び支払いを完了する事業を対象として交付する。

２　冷房設備を設置することのできる部屋は、保育所等に入所し、支援法第 19 条に規定する子どもが専ら利用する部屋に限る。

３　本事業による費用について、過去に同事業の交付実績がある場合及び同一の冷房施設の費用が他の事業により交付されていないこと。なお、保育所等が同事業の交付を受け、その後に移転や施設種別の変更により新たに保育所等として認可される場合においても、交付実績があるものとみなす。

４　第２条第１号、同条第２号及び第３号の施設について、札幌市社会福祉法人・施設指導監査要綱（平成９年４月１日民生局長決裁）９（1）及び社会福祉法人・施設の指導監査結果等に係る情報公開事務取扱要領（平成 28 年５月 13 日 監査指導室長決裁）３において、監査結果等を公表する対象になっている場合に、補助金の募集開始時点で、当初市が定めた期限を超えて監査結果に対する改善が確認できていること。

５　第２条第４号の施設について、札幌市幼稚園型認定こども園指導監査実施要綱（令和３年３月 31 日子ども未来局長決裁）第 14 条において、監査結果等を公表する対象になっている場合に、補助金の募集開始時点で、当初市が定めた期限を超えて監査結果に対する改善が確認できていること。

６　第２条第５号の施設について、札幌市家庭的保育事業等指導監査実施要綱（平成 28 年６月１日子ども未来局長決裁）第 14 条にて監査結果等を公表する対象になっている場合に、補助金の募集開始時点で、当初市が定めた期限を超えて監査結果に対する改善が確認できていること。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の申請をしようとする保育所等を設置する事業者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期日までに、次に定める事項と関係書類を市長に提出しなければならない。

一　見積書又は発注書

二　冷房設備の設置完了日が確認できる書類又は納品書

三　対象経費の領収書又は販売事業者に対し対象経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「領収書等」という。）

四　その他市長が別に定める書類

２　前項に定める領収書等については、次の事項が記載されていること。なお、領収書等に訂正のある場合、販売事業者の訂正印のないものは無効である。

一　販売事業者の名称

二　支払者名

三　支払金額

四　支払金額の内訳

五　支払日

３　申請者による申請は、次の第１号に掲げる方法により行う。ただし、同号に掲げる方法が困難な場合は、次の第２号に掲げる方法による申請を認める。

一　スマート申請　申請者が本市指定のインターネット上の専用ページを使用して、補助金の申請に必要な項目及び関係書類を提出する方法

二　郵送による申請　申請者が申請書に必要事項を記載し、関係書類を添えて郵送により提出する方法

（補助金の交付決定）

第７条　市長は、前条に定める交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、補助金額を決定し、申請者へ通知する。

（補助金の交付）

第８条　市長は、前条による補助金額の決定後、速やかに補助金を交付する。

（補助金の交付決定の取消し）

第９条　市長は、申請者が、次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消すことができる。

一　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他の法令、規則又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

二　補助金を他の用途に使用したとき。

三　虚偽その他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

四　その他市長が補助することを不適当と認めたとき。

２　前項の規定は、前条に定める補助金額の決定があった後においても適用があるものとする。

３　市長は、第１項の規定による取消しを行ったときは、理由を付してその旨を申請者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第 10 条　市長は、前条による補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（維持管理）

第 11 条　保育所等は、この補助金の交付を受け設置した冷房設備を適切に維持管理しなければならない。

（事後確認）

第 12 条　保育所等は、補助対象事業の終了後に市長の求めがある場合は、収支決算書その他の書類を提出しなければならない。

（補則）

第 13 条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項（様式を含む）は、支援制度担当部長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年 10 月 25 日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

２　この要綱は、令和５年 11 月２日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

３　この要綱は、令和６年６月 12 日から施行し、令和６年４月１日から適用する。